

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

室蘭市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

室蘭市では、情報セキュリティに関する組織体制を整備するとともに、情報セキュリティ対策に関する基本的な方針・基準等を定め、市が保有する情報資産を適切かつ安全に管理し、個人情報保護対策の徹底を図っている。
生活保護に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに、委託契約の中に秘密保持規定を設けることにより、万全を期している。

評価実施機関名

室蘭市長

公表日

令和5年3月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)に基づき、保護の決定及び実施並びに就労自立給付金の支給並びに保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する次の事務を行う。</p> <p>生活保護法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>①保護の実施に関する事務 ②保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑦保護に要する費用の返還に関する事務</p> <p>・「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」により規定されたオンライン資格確認等に係る事務について、生活保護法に基づき「社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」に委託を行い、委託先は以下の業務において取り扱う。</p> <p>①オンライン資格確認の準備のため、被保護者の本人確認を実施し、医療保険者等向け中間サーバー等へ被保護者の特定個人情報及び資格情報/医療券・調剤券情報の提供を行う。 ②当市から委託を受けた支払基金が、「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を実施し、当市から委託区画に連携された(個人番号を含む)被保護者の情報を資格履歴ファイルに格納・管理する。また、オンライン資格確認等システムで被保護者の資格情報を利用できるようにするため、個人番号を除いた資格履歴ファイルをオンライン資格確認等システムに提供する。 ③当市から委託を受けた支払基金が、「医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認事務」を実施し、オンライン資格確認の準備において、登録する資格情報の正確性を担保するため、個人番号を基に、住民基本台帳ネットワークシステム(J-LIS)から本人確認情報(基本4情報等)を取得する。 ④当市から委託を受けた支払基金が、「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を実施し、オンライン資格確認の準備として、情報提供等記録開示システム(「マイナポータル」)の自己情報表示の求めに対してオンライン資格確認等システムで管理している情報と紐付け情報の提供を行う。</p>
③システムの名称	1. 生活保護システム 2. 団体内統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 医療保険者等向け中間サーバー 5. 運用支援環境 情報提供サーバー 6. オンライン資格確認等システム
2. 特定個人情報ファイル名	
被保護者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項(利用範囲)及び別表第一の15の項 ・行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府令第5号)第15条各号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <p style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </p>

<p>②法令上の根拠</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,113,116,120の項 (別表第二における情報照会の根拠) 26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府令第7号) (情報提供の根拠) 第8条第1,2号、第9条1,3,4,5号、第11条第1,2,3,4号、第12条第1,2,3,4,5,6,8号、第13条第3号、第14条第3号、第17条第1号、第19条各号、第20条第9,11,14,17,21,22号、第21条第2,10,11,13,14,15号、第22条第2,3,4,5,6,8,10,11号、第23条第2号、第24条第1号、第25条第10号、第26条の4第1号、第27条第3号、第28条第1,2,3,4,5,7,8,9号、第32条第1,2号、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条各号、第47条第1項第12,13,14,16,26,27,29,31,32,33,34,35、36,37,38,39,40,41,44,45,46,47,48号、第2項、第52条、第53条第1,2,3号、第55条第1,6,7,9,10,11号、第58条第1,2号、第59条の2の2第1,2,3,4,5,7,8,9,10,11,12号、第59条の3第1,2号 (情報照会の根拠) 第19条
<p>5. 評価実施機関における担当部署</p>	
<p>①部署</p>	<p>保健福祉部生活支援課</p>
<p>②所属長の役職名</p>	<p>生活支援課長</p>

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先

郵便番号051-8511
室蘭市幸町1番2号
総務部総務課法規係

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先

郵便番号051-8511
室蘭市幸町1番2号
保健福祉部生活支援課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和4年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年10月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	保健福祉部保護課	保健福祉部生活支援課	事後	
平成27年10月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	保護課長 佐藤 和則	生活支援課長 佐藤 和則	事後	
平成27年10月15日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	郵便番号051-8511 室蘭市幸町1番2号 保健福祉部保護課	郵便番号051-8511 室蘭市幸町1番2号 保健福祉部生活支援課	事後	
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	生活支援課長 佐藤 和則	生活支援課長 弘瀬 圭嗣	事後	
令和4年6月29日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)に基づき、保護の決定及び実施並びに就労自立給付金の支給並びに保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する次の事務を行う。 生活保護法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥保護に要する費用の返還に関する事務 ⑦徴収金の徴収に関する事務	生活保護法(昭和25年5月4日法律第144号)に基づき、保護の決定及び実施並びに就労自立給付金の支給並びに保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する次の事務を行う。 生活保護法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①保護の実施に関する事務 ②保護の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ③職権による保護の変更に関する事務 ④保護の停止又は廃止に関する事務 ⑤就労自立給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ⑥進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	事後	
令和4年6月29日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120の項(別表第二における情報照会の根拠) 26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府令第7号)(情報提供の根拠) 第8条第1,2号、第9条各号、第11条第1号、第12条第1,2,3,4号、第17条第1号、第19条各号、第20条第4,5,6,7,9,10号、第21条第1,4,5,7,8,9号、第22条第2,3,4,5,7,9,10号、第28条各号、第32条第1,2号、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条各号、第47条第1項第2,3,4,5,6,7,8,9,10,11号、第52条、第53条第1,2,3号、第55条各号(情報提供の根拠) 第19条	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠) 9,10,14,16,18,20,21,24,26,27,28,30,31,37,38,42,50,53,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,113,116,120の項(別表第二における情報照会の根拠) 26の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府令第7号)(情報提供の根拠) 第8条第1,2号、第9条1,3,4,5号、第11条第1,2,3,4号、第12条第1,2,3,4,5,6,8号、第13条第3号、第14条第3号、第17条第1号、第19条各号、第20条第9,11,14,17,21,22号、第21条第2,10,11,13,14,15号、第22条第2,3,4,5,6,8,10,11号、第23条第2号、第24条第1号、第25条第10号、第26条第4第1号、第27条第3号、第28条第1,2,3,4,5,7,8,9号、第32条第1,2号、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条各号、第47条第1項第12,13,14,16,26,27,29,31,32,33,34,35,36,37,38,39,40,41,44,45,46,47,48号、第2項、第52条、第53条第1,2,3号、第55条第1,6,7,9,10,11号、第58条第1,2号、第59条の2の2第1,2,3,4,5,7,8,9,10,11,12号、第59条の3第1,2号(情報照会の根拠) 第19条	事後	
令和4年6月29日	IV リスク対策 8. 監査	○自己点検	○内部監査	事後	

